

京都市告示第 414 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止及び一部廃止し、同条例第 2 条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

(廃止里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	小栗栖里0008号	伏見区小栗栖小阪町76番地地先 同町74番地地先	

(一部廃止里道)

整理番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点	点 点
1	久世里0082号	南区久世大藪町162番地の 3 地先 同町162番地の 7 地先	

(指定里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	久世里0123号	南区久世大藪町162番地の 3 地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)